



21世紀はみんなが主役

(仮称)白石市男女共同参画社会推進条例

の骨子がまとまりました

ぜひ、ご意見をお寄せください!

白石市では、平成8年4月に女性政策室が設置され、男女共同参画社会づくりに取り組んできました。
平成11年6月には、男女共同参画社会基本法^①が公布・施行され、平成13年8月、「宮城県男女共同参画推進条例」が公布・施行されました。
平成13年4月に策定された第4次白石市総合計画^②「くらし日本一のまちづくり」ホワイトプラン^③では、市民と行

政の協働のまちづくり、男女共同参画社会の実現を目指し、条例制定に向けて準備を進めてきました。
これからは「男女」が「共同」で仕事に、学校に、地域に、家庭に「参画」していく時代です。
(仮称)白石市男女共同参画社会推進条例は、「男女共同参画社会」づくりの手引書、道標(みちしるべ)で、指し示すのは、男女を問わずみんなが主役の社会です。

男女共同参画社会



(仮称)白石市男女共同参画社会推進条例(案)

前文

人は誰でも人として尊重され、人間らしく個性豊かに生きる権利を持っている。これは、性別に関わりなくすべての人に与えられた権利である。

我が国では、個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けて様々な取組みが進められてきたが、現状では性別による役割分担意識や、それに基づく社会制度・慣習は依然として残っており、真の男女共同参画社会の実現には、さらなる努力が求められている。

白石市においても、男女共同参画社会を目指し事業を推進してきたが、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、男女が互いにその人権を尊重し、対等な立場で共に責任を担い、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受していくことが一層重要な課題となっている。
市、市民及び事業者が、協働で、一人ひとりの個性が輝く男女共同参画社会の実現を目指して、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によつて社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うべき社会をいう。
2 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、共にその個性と能力を十分に発揮

することができるものとする。
2 男女共同参画社会の形成は性別による固定的な役割分担に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮するものとする。
3 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活と職業生活等が無理なく両立できるものとする。

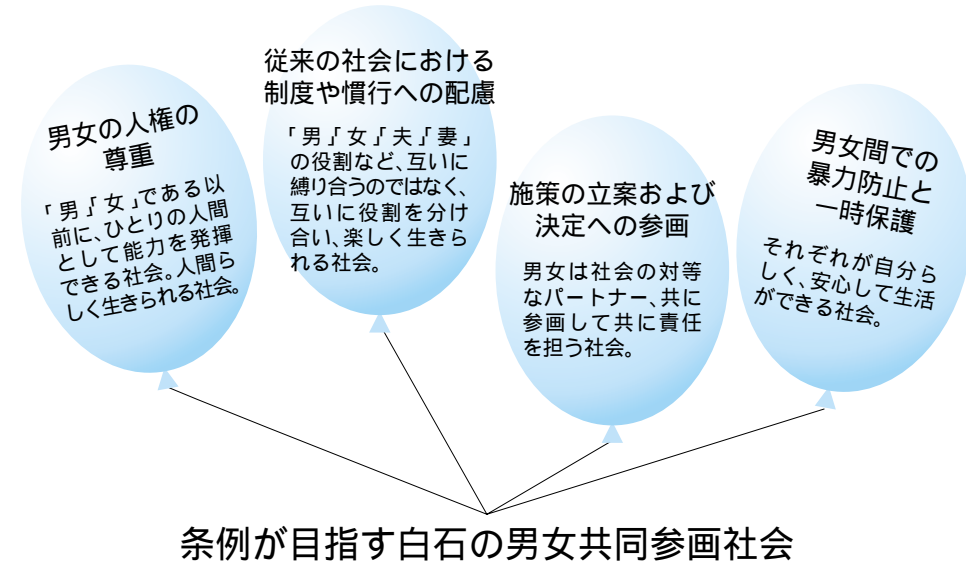
4 男女共同参画社会の形成は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されるものとする。
5 男女共同参画社会の形成は、妊娠、出産、その他の性に関する事項について、自らの決定が尊重され、生涯を通じた健康に配慮されるものとする。

6 男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によつて互いに協働で行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市の重点施策と

一人ひとりの個性が輝く白石! 市と市民および事業者が協働でつくりあげる白石!



(仮称)白石市男女共同参画社会推進条例(案)は、7ページに掲載したとおりです。
この条例(案)に対し、市民の皆様からのご意見、ご提案をいただき、さらに検討を重ねたうえで、平成14年度中の条例制定を目指します。ご意見

見、ご提案をお持ちの方は、4月30日までに寄せてください。
連絡先 男女共同参画課
(働く婦人の家内)
白石市新館町1番21号
TEL 25・5095
FAX 25・6593

して、男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策を策定し実施しなければならない。
2 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
3 市は、国、県と連携を図り、市民及び事業者と協働で男女共同参画社会に関する効果的な施策の推進を図らなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。
2 市民は、市が行う男女共同参画の施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及び職場における活動と家庭における活動その他の活動との両立に配慮し、男女共同参画社会の推進を阻害する要因を取り除くことに努めなければならない。
2 事業者は、市が行う男女共同参画の施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の役割)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。
2 何人も、次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域において男女が共に積極的に参画するよう努めなければならない。

